

牛海綿状脳症に関する特定家畜伝染病防疫指針の一部変更の 主な変更点について

全体

- BSEに関するWOAHコードの改正を踏まえ、BSEサーベイランスの対象となる牛を見直すとともに、BSEの疑似患畜となる牛の範囲を整理。

前文～第2

- 実質的な内容の変更なし。

第3 BSE監視のための検査

- BSEサーベイランスの対象となる牛の対象月齢及び対象区分を次のように見直し。
 - ① 死亡前に進行性の歩行困難、起立不能等の症状を呈していた又は呈していた可能性が高い牛であって、その症状が行動変化又は神経症状を呈する他の一般的な理由では説明できないもの
 - ② 死亡前に進行性の行動変化等を呈していた又は呈していた可能性が高い牛であって、その症状が行動変化又は神経症状を呈する他の一般的な理由では説明できないもの
 - ③ と畜場における生体検査で奇声、旋回等の行動異常、運動失調等の神経症状等の理由でと殺解体禁止となり、死亡し又はとう汰された牛
 - ④ そのほか、家畜防疫員が検査の必要があると認めた死亡牛又はとう汰された牛

第4 病性等の判定

- これまで疑似患畜として扱われた、患畜と疫学的な関連性が高いと判断される牛であって、満12か月齢になるまでの間に、生後12か月以内の患畜と同居したことがあり、かつ、当該患畜と同じ飼料を給与された牛については、今後疑似患畜としないよう見直し。

第5 病性等の判定時の措置

- 実質的な内容の変更なし。

第6 発生農場等における防疫措置

- 患畜又は疑似患畜が確認された場合に実施する疫学情報の収集は、非定型BSEである場合は不要とするよう見直し。

第7～第9

- 実質的な内容の変更なし。

<留意事項>

1 死亡牛検査について（防疫指針第3の1の（1））

- BSE 検査の対象となる牛の取扱いについて、基準等を見直し。

2～3

- 実質的な内容の変更なし。

4 BSE検査に係る解剖及び採材方法について（防疫指針第3の1）

- BSE のエライザ検査前であっても、直接焼却する場合にあっては実施することができるよう改正。

5 死亡牛の保管施設、採材施設及びこれらに附帯する施設の要件並びに死亡牛の管理等の手順について（防疫指針第6の1）

- BSE の患畜又は疑似患畜の頭部の保管を不要とする。

6～7

- 実質的な内容の変更なし。

<参考>

家畜伝染病予防法施行規則の一部改正

第9条

- BSE の検査対象となる牛の月齢制限を撤廃

牛海绵状脳症対策特別措置法施行規則の一部改正

第1条

- 届出を行うべき死亡した牛の月齢制限を撤廃。

第2条

- 死亡した牛の届出の除外となる一般死亡牛の月齢制限を撤廃。

以上